

令和2年6月24日

令和2年第6回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和2年6月24日玉川村就業改善センター1階産就室に於いて第6回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(13名) 1番 高林きくみ 8番 佐久間悦男
2番 石森 博信 9番 草野 陽子
3番 渡邊 利秋 10番 阿部金四郎
4番 須藤 安昭 11番 関根 春雄
5番 関根 恵二 12番 角田 守之
6番 石井 清藏 13番 眞弓 泰行
7番 小針 金之

◎ 欠席委員 14番 鈴木 好市

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 溝井 浩一 主査 佐久間 充

◎ 本日午後1時30分、須藤職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

3番 渡邊 利秋 4番 須藤 安昭

◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に議案第18号番号1及び議案第18号番号2の調査員 関根春雄委員から、一括して調査報告をお願いいたします。

◎ 11番委員 (関根 春雄) 議案第18号番号1及び議案第18号番号2について、関連しているため一括して調査報告させていただきます。

6月16日、宗形辰一推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。議案第18号番号1の申請地は、吉字天王前23番1の1筆、譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■さんです。議案第18号番号2の申請地は、吉字馬場下■■番の1筆で、譲渡人は■■さん、譲受人は■■■■さんであります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、■■■■さんと■■さんに話を伺いました。■■■■さんと■■■■さんは親子関係です。

■■さんと■■さんとは、以前より当該申請地の貸し借りを行って耕作をしていましたが、今後、農地を効率的に利用するため、所有権の移転による農地法第3条の申請になったとのこととあります。

■■さん、■■さん共に所有する農地面積は下限面積の10aを超えるため問題はありません。また、申請地は自宅に近いことから管理も容易であり、耕作従事日数についても条件を満たしております。

さらに、地域との調和要件についても地域の取組みに協力、調整を行うとのこととあります。

兩人とも承知しており、問題はないものと思われます。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の関根委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第18号番号1及び議案第18号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第18号番号1及び議案第18号番号2は原案のとおり可決されました。

次に議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第19号番号1の調査員 佐久間悦男委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 8 番委員 議案第19号番号1について、調査結果を報告させていただきます。

(佐久間悦男)

6月17日、草野壽幸推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、岩法寺字湯神前■番■で、地目、現況とも田であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、譲受人の■■■■■■■■■■と譲渡人の■■■■■さんに話を伺いました。

譲受人の■■■■■■■■■■は、宅地造成を計画している中、村内に適当な土地を探しておりましたところ、日当たりも良く、ある程度の広さのある当該農地が適当であると考え、譲渡人の■■■■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため、今回の農地法第5条の農地転用許可の申請になったとのことであります。

なお、本来は造成のみの農地転用は認められませんが、「建築条件付き売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」が定められ、要領に準ずることとしております。

申請地は、いわせ石川農業共済組合に隣接し、南側は山林であることから、第2種農地に該当すると思われ、転用は可能であります。

建築することにより周辺農地への日照等支障を及ぼすおそれはなく、また、排水処理については合併処理浄化槽を経由して、雨水については敷地南側に勾配を取り既存側溝へ流す計画をしており、心配ないものと思われます。

兩人とも承知しており問題はありませぬ。

以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願い致します。

◎ 議 長 ただいま調査員の佐久間委員から調査報告がございましたが、ご意見
やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 12 番委員 建築条件付きとはどういう条件なのでしょう。
(角田 守之)

◎ 事 務 局 建築条件付き売買予定地とは、今回で言いますと不動産屋が宅地造成
後、土地売買するにあたり土地購入者との間に一定期間内に住宅を建築
することを条件としており、仮に全ての土地が販売することができな
かった場合は、不動産屋が自ら住宅を建設することになります。なお、建
築条件付き売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて、平成31
3月29日付けで国より通知もきております。

◎ 議 長 他にありますか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第19号番号1を
原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第19号番号1については、原案どおり可決さ
れました。
次に、議案第20号現況確認証明申請に係る非農地証明の可否決定に
ついてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に議案第20号番号1の調査員渡邊利秋委員から、調査報告をお願
いいたします。

◎ 3 番委員 議案第20号番号1について、調査結果を報告させていただきます
(渡邊 利秋) ため一括して調査報告させていただきます。

6月16日、宗形辰一推進委員、石森三男推進委員と事務局2名と
ともに現地確認をいたしました。申請地は、南須釜字館■■番及び四辻新田
字蜂ノ巣■■番■の2筆で、場所は議案書を参照して頂きたいと思いま
す。

現地確認後、申請人の■■■■さんから話を伺ったところ、■■さん
は所有する農地について復元することが困難になり、土地地目の変更登
記を実施するため、今回、現況確認証明の申請になったとのことであり
ます。

申請地は写真でも分かりますように、昭和54年に相続後、しばらく
手入れしておりましたが、20年以上前から玉川村から離れて住んでい
ることもあり、耕作されないまま荒れた状態になり現在に至ったもので
あります。

当該農地は農地に復元するのは困難な状況であり、福島県現況確認証

明書等交付事務取扱要領の第3-2-(1)-アの「その土地が農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当すると思われる。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の渡邊委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 7番委員 (小針 金之) 当該農地は減反政策により杉の木を植えたのでしょうか。

◎ 3番委員 (渡邊 利秋) 減反政策で木を植えることができない。

◎ 議 長 20年以上前は田であったが、檜を植えたと思われる。現況は山林である。

◎ 7番委員 (小針 金之) 現況は山林で、地目を変更するということでしょうか。

◎ 3番委員 (渡邊 利秋) その通りです。

◎ 議 長 その他ありませんか。
(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第20号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第20号番号1は原案のとおり可決されました。次に議案第20号番号2の調査員 関根恵二委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 3番委員 (関根 恵二) 議案第20号番号2について、調査結果を報告させていただきます
6月16日、宗形辰一推進委員、石森三男推進委員と事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、北須釜字宮田■■番の1筆で、場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。

現地確認後、申請人の■■■■さんから話を伺ったところ、■■さんは所有する農地について復元することが困難になり、土地地目の変更登記を実施するため、今回、現況確認証明の申請になったとのことであり
ます。

申請地は30年程前に、当時実施されていた減反政策により耕作をやめていた土地であります。減反政策がなくなりましたが、荒れた状態になり周辺土地も山林化となってしまう、耕作に不便な状態になってしま

ったものであります。

当該農地は農地に復元するのは困難な状況であり、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の第3-2-(1)-アの「その土地が農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当すると思われま

す。以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の関根委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第20号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第20号番号2は原案のとおり可決されました。次に議案第21号 非農地判断についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第21号を原案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決されました。本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

- 1 次回日程 令和2年7月17日(金)午後4時
玉川村就業改善センター 2階 農研室
- 2 全国農業新聞購読について
購読継続について、次回総会の際までに報告いただく。

3 その他

□令和2年度玉川村役職員親善スポーツ大会の中止。

□7月17日開催の第23期玉川村農業委員・農地利用最適化推進委員分散会の欠席確認を7月3日までに報告いただく。

◎ 会 長 それでは、他にないようでありますので、以上で本日の総会は終了となりますが、委員皆様から何かご意見等はございませんか。

◎ 7番委員 昨年度から吉地区を重点に非農地判断を行ってきたが、あとどのくらい
(小針 金之) 残っているのでしょうか。

◎ 事務局 吉地区においては残り20筆程度残っており、順次非農地判断を実施していきたいと思います。

◎ 議 長 その他ありませんか。

(なしの声あり)

◎ 会 長 それではないようでありますので、その他を終わります。

7 閉 会 渡邊職務代理者

◎ 午後2時10分総会終了